○厚生労働省令第百二十五号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第九十八条及び第百一条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条第一項及び第五項、第百五条並びに第百十条、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（任意単独被保険者の資格取得認可の申請）	（任意単独被保険者の資格取得認可の申請）
第四条　法第十条第一項の規定による被保険者（以下「任意単独被保険者」という。）の資格の取得の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。	**第四条**　法第十条第一項の規定による被保険者（以下「任意単独被保険者」という。）の資格の取得の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
一の二　個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）	一の二　個人番号又は基礎年金番号
二～四　（略）	二～四　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）	（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）
第五条の二　法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。）の同項の規定による資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。	**第五条の二**　法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。）の同項の規定による資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。
一　（略）	一　（略）
一の二　個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）	一の二　個人番号又は基礎年金番号
二～七　（略）	二～七　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法附則第四条の五第一項の規定による被保険者の資格の取得の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。	3　法附則第四条の五第一項の規定による被保険者の資格の取得の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
一の二　個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）	一の二　個人番号又は基礎年金番号
二～四　（略）	二～四　（略）
4　（略）	4　（略）
（被保険者の資格取得の届出）	（被保険者の資格取得の届出）
第十五条　（略）	**第十五条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第二十七条の規定による船員被保険者の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者の資格を取得したことにより、船員保険法施行規則第六条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。	3　法第二十七条の規定による船員被保険者の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者の資格を取得したことにより、船員保険法施行規則第六条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
二の二　被保険者の個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）	二の二　被保険者の個人番号又は基礎年金番号
三～六　（略）	三～六　（略）
4～6　（略）	4～6　（略）